

議事録

審議会等名	令和7年度 第1回 つくばみらい市学校給食食物アレルギー対応検討委員会
開催日	令和7年12月11日（木曜日）
開催場所	つくばみらい市立学校給食センター 2階会議室
出席欠者	<p>出席委員 磯部委員、若狭委員、大和田委員、油野委員、鷺澤委員、後藤委員、大喜多委員、岡野委員、関委員、渡辺委員、倉持委員、新関委員 欠席委員 なし</p> <p>事務局 町田教育長、海老原学校総務課長 成島学校給食センター所長、 井波栄養係長、黒島栄養教諭、 菅野係長、小室管理栄養士、南管理栄養士</p>
議事	<p>(1) 食物アレルギー対応の現状について (2) 食物アレルギー対応マニュアルの一部改訂について</p>
	<p>1 開会 15時30分 2 委嘱状交付 3 教育長あいさつ 4 委員長・副委員長選出（互選により油野委員が委員長、大和田委員が副委員長となる。） 5 委員長あいさつ 6 議事 (1) 食物アレルギー対応の現状について 事務局から説明</p> <p>○委員：ヒヤリハット事案について、誤食した際の症状、緊急度を教えてほしい。</p> <p>○事務局：保護者の確認ミスによる誤食については、症状は出たが、救急車を呼ぶほどではないと学校で判断し、タクシーで病院に向かい処置を受けたと聞いている。担任教諭の代替食提供に対する認識不足による誤食については、本来提供すべきものではないものを食べてしまう事案ではあったが、該当アレルゲンは入っていなかったため、症状はでなかった。</p> <p>○委員：後者の事例については、10年以上前に調布市で起きたチーズチヂミの誤食と同様のケースである。制限を受けているお子さんが、食べたいと訴えたため提供したところ、症状を発症した。担任の先生方の優しいお気持ちがあだとなるケースもある。余りがあるから提供に至ったが、食物アレルギー対応を行うお子さんは、おかわりは有り得ないという認識をもってもらう必要がある。事故が起こらないよう、どのように注意するのか検討いただきたい。 また、この日の献立を見ると、献立の格差が事故を誘発する原因にもなったのではないか。栄養士も献立について配慮の必要があるのではないか。</p>
議事概要	

○事務局：現在つくばみらい市では給食センターの設備などの関係により、同じ献立を提供できない状況がある。ちなみに、B献立については、翌日の31日に同様の献立が出る予定だった。31日には、該当生徒も30日に誤食した「かぼちゃプリン」が提供される予定であったため、日にちを誤認していた可能性もある。

○委員：本件は、自身の学校で起きた事案であるが、かぼちゃプリンが提供される日にちを勘違いしていたため、自分の「かぼちゃプリン」がないと訴えて食べるに至った。

(2) 食物アレルギー対応マニュアルの一部改訂について
事務局から説明

○委員：35ページ面談記録票について、聞き取りの内容を増やした方が良い。具体的には、本人が食物アレルギーについて、どの程度理解しているか、自分で除去できるのか、または保護者が除去しているのか、状況を詳しく聞き取りたい。また、43ページの個別支援プラン作成にあたって必要な項目、例えば学校での配慮について設問を増やしたい。そのほか、他の児童への説明を希望する方としない方がいるので、他の児童への指導の希望の有無についても、聞き取り項目として入れたい。また、アナフィラキシーがあるお子さんは消防への届け出をすることになることから、保護者の同意も設問として聞いていただきたい。44ページの、食物アレルギー緊急時個別対応票について、お子さん毎に主治医からの対応内容が異なることから、注意すべき症状と対応を記入できるとよい。

○委員：追加して、44ページの食物アレルギー緊急時個別対応票について薬の使用量、使用方法、保管場所、保管上の注意事項が記入できるとよい。本校では、薬を使用するにあたり預薬票を用意しているが、薬を使用した際には、使用した日時と誰が使用したか、また、使用した際には、保護者に確認してもらい薬の補充をするようにしている。項目の追加について給食センターで検討いただきたい。また、経過記録について、市内の養護教諭に確認すると、食物アレルギーだけではなく、どんな緊急時の対応でも使える記録用紙を使用している学校が多くあるようだ。本校についても、食物アレルギーにかかわらず、SOSセットに記録用紙を入れて、誰もがそのセットをもってすぐに子供のもとに向かえば、迅速に対応できるように毎年シミュレーションを行っている。今回のマニュアルの改訂により、緊急時個別対応票も必ず作成するよう記載があるが、各学校の実情に合わせて変更できると良い。

○委員長：食物アレルギー緊急時個別対応票は、このお子さんには何を飲ませるか、それとも、何を飲ませたかを記録できるものが良いのか、どちらか。

○委員：食物アレルギー緊急時個別対応票は学校の実情に応じて、使う学校と、使わない学校があるということが前提にある。もしこの様式を使うのであ

れば、さらに追加で内容の充実を図る必要がある。

○委員長：やったことを記録する欄が欲しいのか、その子に必要な対応がわかるものが必要なのか。それによって用途が異なる。その他意見はないか。

○委員：確かに、委員長のおっしゃるように、個別の対応内容と経過記録が混ざっている。経過記録についてはユニバーサルデザインとして記録できるようになら良いと思うが、そういうものを作る場がないのだろう。経過記録について市内共通で作って、それに記録する方法がよい。ただ、現状は個別に作っている状況で身動きが取れないんだと思う。

○委員：誰に対しても使用できる記録用紙だと助かる。

○委員：この対応票について、緊急時の薬の管理状況などは、食物アレルギーに限らず小学校でも中学校でも別途まとめて一覧として持っていると思うのでいらないと思う。食物アレルギーのためにわざわざこの書類を何枚も作るっていうのは正直負担である。必要なのは経過記録の部分だと思うが、この様式を必須にされてしまうと使い勝手も悪い。

○委員：本校も40名くらい食物アレルギー対応者がいるが、個別支援プラン以外に個別対応票も40枚作ることになる。どの学校も、今使っている様式があるので、もしないようであれば必要に応じて作成すればよい。

○委員長：今大きく2つの意見がある。まずは食物アレルギー緊急時個別対応票について、学校独自のものでも良いか。もう一つは、面談記録票の内容について学校での対応等の記録ができるとよいという内容であったかと思うが、事務局の意見はどうか。

○事務局：35ページの面談記録票については、当初給食センターの職員が聞き取りを行うことを想定して作成した。委員がおっしゃるように、この設問内容だけでは個別支援プランの作成は難しいと感じる。また、学校の方で配慮事項等確認いただいた方が良い部分もあるので、いただいた御意見を参考に、改めて面談記録票の内容について充実を図っていく。44ページの食物アレルギー緊急時個別対応票について、注意すべき症状と対応、薬の使用量、使用方法、保管上の注意事項、その他薬を使用した日時、教職員の誰がその薬を使用したかといった内容があると、学校側で運用がしやすいとのことなので、修正する。また、学校独自で同様の書類がある場合には、それを代替として良いかという御質問については、この様式は、学校給食におけるマニュアルとしてお示ししている。給食センターとしては、この緊急時個別対応票という形でお示しさせていただきたいと考えている。しかし、学校によって運用なども異なるかと思う。学校独自で一部書類を変更したい等ある場合には、校内食物アレルギー対応委員会で御協議いただき、この内容が網羅されていることを御確認いただければ、学校独自の書類でも問題はないのではないかと考えている。経過

記録については、食物アレルギー以外の緊急時にも使用できるものがあると良いとの意見があったが、現在は市として統一の様式はないと聞いている。もし統一の様式があれば、逆にこちらに盛り込むことも可能かと考えている。経過記録の様式が各学校で異なるとのことだったので、この内容が網羅されていれば、代用しても構わないと考えている。

○委員長：その他、御意見はあるか。

○委員：様式の中で保護者に同じ内容を書いていただく箇所があつたので、簡素化できればと思う。具体的には、41ページの緊急搬送時の対応について、搬送先の病院や医師名を書く欄があるが、生活管理指導表にも記載欄があるので、生活管理指導表に記載のある医療機関に搬送と変更していただきたい。41ページの様式と共に、生活管理指導表の写しを消防に提出すれば良いのではないか。43ページの食物アレルギー個別支援プラン内の、食物アレルギー病型、アナフィラキシー型、また、病院名や主治医、搬送先についても生活管理指導表と内容が重複しているところがあることから、生活管理指導表を参照でよいのではないか。また、緊急連絡先については、市内小学校、中学校では2年前に保健調査票の改訂を行い、1から6までの緊急連絡先を記入していただいている。また、緊急時の対応については、6番まで電話をかけることなく、学校の判断で処置をする場合があることについても同意をいただいている。食物アレルギー個別支援プラン内の緊急連絡先と重複する、また、教職員の中では緊急時には、保健調査票を確認し連絡するということが徹底されていることから、緊急連絡先の記入については、保健調査票の緊急連絡先を参照していただきたい。そうすると保護者が二重で書く手間が減らせ、学校も迅速な対応ができると思う。

○委員長：今の御意見に対してその他の御質問や追加事項はあるか。41ページの緊急搬送時の対応について、生活管理指導表の写しを添付するということになると、別途保護者の同意も必要か。

○委員：個別支援プランについても書類を添付することになるので同意が必要かと思う。

○委員長：ほかに御意見はあるか。

○委員：学校では生活管理指導表や緊急時の個人の書類については、1つのファイルになっているのか。

○委員：学校によると思う。

○委員：もしバラバラに保管しているとしたら、私はここに書かざるを得ないと思う。先ほどお話ししたユニバーサルデザインと同じで、うちはやっているが、ほかはやっていないなどの状況は、この会議では放置しておくことはでき

ない。常に本件に関する書類がまとまっているならば転記ミスなどを考えると省略も可能かと思う。

○委員：一文字間違えると緊急時に連絡がつかないという状況も怖い。参照とするならば3枚の書類（緊急搬送時の対応について、食物アレルギー個別支援プラン、生活管理指導表）はまとめて保管する。

○委員：その時には保健調査票も一緒になっているのか。

○委員：参考にするならば一緒に保管する必要がある。

○委員：それが前提であるならば緊急連絡先は省略することはできるが、私が定期健診にいくと、クラスごとのファイルになっている。それと別に食物アレルギーに関する書類が存在していると推測している。そうなるとたどり着くのが大変なのではないか。転記はしないようにということには賛成だが、そういう緊急時の対応を考えた方が良い。

また、緊急搬送先について、生活管理指導表を書く立場での意見だが、相手の病院の許可を得ていない。搬送先が決定することについて、消防には伝わっているが、搬送先の病院には伝わっていないことについて今疑問に思っている。書く医師としても意識しなければいけない。地域の医療機関同士の連携の会議はない。私は保護者にお子さんの住所地などを考慮し病院を選んでもらい記載している。発行機関と搬送先が違う場合には、相手の病院は知らないという意識を持った方がいい。マニュアルに盛り込んでもらっても良いと思う。

○委員長：そこに運んでもらえるとは限らない。かかりつけ医はここだという形で記載してもよいのではないか。

○委員：緊急搬送時の対応については、個別支援プランを添付することになっている。搬送の許可を病院からもらっているだけでなく、個別支援プランにも病院名や主治医、搬送先の記入欄があるので、個別支援プラン参照としてもよいのではないか。

○委員：病院名と主治医は個別支援プランに記載することはできるが、搬送先については、書いてよいのか疑問がある。救急隊が来ると、空いている病院を探している現状があるので、搬送先と指定するのは難しいのではないか。

○委員長：事務局の意見はどうか。

○事務局：緊急搬送時の対応については、個別支援プランを添付するのであれば緊急連絡先等の情報が重複になるのではないかという点について、省略が可能かもしれないが、改めて保護者やかかりつけ医が希望する搬送先の解釈について、事務局から消防本部に確認をしたい。43ページの食物アレルギー個別支援プラン内の食物アレルギー病型や、アナフィラキシー型、緊急連絡先を生

活管理指導表の写しの添付をもって省略できるのではという件について、御意見があつたように、給食センターとしては統一で使える書類をマニュアルに盛り込む必要がある。校内食物アレルギー対応委員会において、例えば書類が全て揃ったところに保管されており、書類の添付であつても滞りなく対応にあたることができると学校が判断した場合には、添付という形でもよいと考えるが、委員会の中では、この様式で進めさせていただきたい。

○委員長：他に御意見はあるか。

○委員：このマニュアルは給食センターが作成していて、今問題になっているのは学校の中での対応についてである。これ以上給食センターに意見を言っても無理だと思う。もっと養護教諭や栄養教諭同士でのディスカッションを深めないとユニバーサルデザインもできないし、マニュアルの中に入り込むこともできない。ここはぜひ今後やっていただいた方が良い。そういう場で、緊急時のマニュアルを作るなどした方が良い。

○委員長：事務局からも市の養護部会や給食主任の集まり等に、検討の場を持ってほしいといった意見を上げていただけると先生方も取り組んでもらえると思う。その他質問はあるか。

○委員：消防との連携について、アナフィラキシーの既往があり、エピペン所持者は消防に届け出るとある。本校では、8名該当するが、そのほか4名がアナフィラキシーの既往があるが、エピペンを処方されていない。エピペンを処方されていない4名についても届け出した方がよいか。

○委員：推測だが、アナフィラキシーの既往の有無について、いつ起こしたかも重要かと思う。アナフィラキシーを起こしたことはあるが、症状が良くなっている場合もある。エピペンを持っていないのであれば、消防には伝えなくてもよいのではないか。初発でノーマークの方のアナフィラキシーの方を警戒した方がよい。

○委員：エピペンの使い方についても質問したい。エピペンを打った後に10秒間マッサージするとあるが、製造メーカーのガイドブックでは記載がない。また、打った際に5つ数えるとあるが数秒と書いてある。

○委員：マッサージはしなくて良いのではないか。皆さん怖い思いをして打っているので、刺さっていることがわかりやすいように書いているのではないか。しっかりと針が入っていれば問題ないのではないか。

○委員：心肺蘇生とAEDの手順について、今の最新のガイドラインだと反応の確認のところに「判断に迷う」と追記されている。また「普段通りの呼吸をしていない」にも「判断に迷う」とあることから追記した方が良い。

	<p>○事務局：修正する。</p> <p>○委員：校内食物アレルギー対応委員会について、今回はっきりと明記されているが、給食センターがメインでやることではない。学校側ではしっかりとできそうか。以前の委員会においても実施することを決めていたができていない部分があった。今実際に行っている学校はあるか。</p> <p>○委員：行っている。</p> <p>○委員：検討委員会の中で横のつながりをしっかりと作ることが大切である。確実に実施するようお願いしたい。</p> <p>(3) その他</p> <p>○委員長：その他について何か御意見はあるか。</p> <p>○事務局：マニュアルの改訂については、令和8年5月を予定している。年度をまたぐ形となったのは、すでに新1年生、新入園児を対象とした就学時健診が始まっています、食物アレルギー対応についても対応の準備を進めていることから、来年度の食物アレルギー対応が終わった段階で、改訂とさせていただきたい。</p>
7 閉会 17時10分	
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市学校給食食物アレルギー対応マニュアル ・つくばみらい市学校給食食物アレルギー対応マニュアル（案） ・学校給食における食物アレルギー対応の現状について ・食物アレルギー対応マニュアル新旧対照表 ・様式変更①～⑤ ・食物アレルギー緊急時対応マニュアル
そ の 他	傍聴人なし